

令和5年12月13日
5農振第2227号

各都道府県農政担当部長
各地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

農林水産省農村振興局
農村計画課長

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく農地転用許可時の配慮規定について
(周知)

平素より、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用にご尽力いただき感謝申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が令和5年6月14日に公布され、同年12月13日に施行されました。

同法による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）においては、空家等の適切な管理や活用の拡大に向けた措置等を新たに講じており、特に、空家等の活用の拡大に向けて、市区町村が空家等の活用が必要と認める区域を空家等活用促進区域として設定し、当該区域内において規制の合理化等を行うことができることとしております。

その上で、同法第18条第2項においては、空家等活用促進区域における、都道府県知事による農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可等に係る配慮規定が設けられております。この配慮としましては、例えば、空家等と隣接する農地を一体的に売買等する際、農地を転用する必要がある場合には、農地法第4条又は第5条に基づく許可や、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域からの除外に当たり、手続きの迅速化を図ることが想定されております。

これらの考え方につきましては、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（別添1）及び『空家等活用促進区域』の設定に係るガイドライン」（別添2）に記載されておりますので、御了知いただき、本制度の適切かつ円滑な運用に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、このことについて、管下市町村の農地転用許可制度担当部局（農業委員会を含みます。）に周知をお願いします。

〈お問い合わせ先〉
農林水産省農村振興局
農村政策部農村計画課
電話：代表 03-3502-8111
：内線 5532（農地転用班）